

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 9 月 30 日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

裁判所書記官 西 村 克 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 10 月 23 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 10 月 30 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 11 月 6 日 午前 9 時 30 分 場 所 千葉地方裁判所松戸支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 11 月 20 日 午後 1 時 30 分 場 所 千葉地方裁判所松戸支部民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 11 月 7 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 11 月 11 日 午後 4 時 30 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 9 月 30 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 松戸市高塚新田字天神山 123 番地 2

建物の名称 公団高塚団地 2 街区 4 棟

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 高塚新田 123 番 2 の 83

建物の名称 402

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 4 階部分 51.16 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 松戸市高塚新田字天神山 123 番 2

地 目 宅地

地 積 33129.08 平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 松戸市高塚新田字天神山 123 番 3

地 目 宅地

地 積 5958.45 平方メートル

土地の符号 3

所在及び地番 松戸市高塚新田字中ノ窪 128 番 2

地 目 宅地

地 積 13068.11 平方メートル



物 件 目 録

土地の符号 4

所在及び地番 松戸市高塚新田字中ノ窪 138 番 3

地 目 宅地

地 積 5054.65 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2・3・4

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 3120680 分の 5116

所有者 A

2 (主である建物の表示)

所 在 松戸市高塚新田字天神山 123 番地 2

家屋 番号 123 番 2 の 378

種 類 集会所

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床 面 積 123.04 平方メートル

(現況)

種 類 事務所・集会所

(附属建物の表示)

符 号 1

種 類 事務所

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床 面 積 22.00 平方メートル



物 件 目 録

(現況)

種 類 詰所

共有者 A 持分 3120680 分の 5116



(BIT用)

令和6年(ケ)第128号

第3301号 発行番号

令和7年8月20日 提出日

千葉地方裁判所
松戸支部民事部 御中

補充評価書

既提出の評価書(提出日:令和7年1月28日・発行番号:第3249号:以下原価書と呼ぶ)について、下記事項を反映した評価を行う。

記

1. 前回評価後の市場性の変動
2. 前回期間入札(開札日令和7年5月22日)において買受けの申出があったものの、代金不納付となったことにより今後発生が予期される滞納管理費等

評価人 不動産鑑定士

増 間 真 一 印

第1 評価額

一括価格	
金2,190,000円	
内訳価格	
物件1	金2,170,000円
物件2	金20,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

原評価書と同じ。

第3 目的物件

原評価書と同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

原評価書と同じ。

第5 評価額算出の過程

本件は区分所有建物及びその敷地と別棟共有されている建物である。物件1について比準価格と収益価格を各々求め、試算価格を調整のうえ、評価額を後記の通り決定した。尚、物件2は単独では市場性を有しておらず、物件1に随伴して取引されるのが一般的であり、その市場価値は物件1に吸収反映されている。

I 比準価格の試算

原評価書と同じ。

II 収益価格(物件1)

原評価書と同じ。

III 評価額の判定

1 試算価格の調整

原評価書と同じ。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価(敷金等)を考慮して評価額を求めた。

物件 番号	調整後の 価格(円)	市場性 修正率	競売市場 修正率	滞納管理費等 相当額の減価	その他の 控除減価 (円) (敷金等)	評価額(円) (1万円未満四捨五入)
	ア	イ	ウ	エ	オ	ア×イ×ウ×エ×オ

1	3,600,000	1.0	0.7	0.87	—	2,190,000—20,000 =2,170,000
2						20,000 注
一括価格(合計)						2,190,000

以下原評価書と同じ。

第6 附属資料の表示

省略

以上

物 件 明 細 書

令和 7 年 2 月 17 日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

裁判所書記官 染 川 岳

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件所有者が占有している。

【物件番号 2】

高塚団地管理組合法人が集会所及び事務所として使用している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

管理費等の滞納あり。

【物件番号 2】

本件建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 松戸市高塚新田字天神山123番地2

建物の名称 公団高塚団地2街区4棟

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 高塚新田123番2の83

建物の名称 402

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 4階部分 51.16平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 松戸市高塚新田字天神山123番2

地 目 宅地

地 積 33129.08平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 松戸市高塚新田字天神山123番3

地 目 宅地

地 積 5958.45平方メートル

土地の符号 3

所在及び地番 松戸市高塚新田字中ノ窪128番2

地 目 宅地

地 積 13068.11平方メートル

物 件 目 録

土地の符号 4

所在及び地番 松戸市高塚新田字中ノ窪138番3

地 目 宅地

地 積 5054.65平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2・3・4

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 3120680分の5116

所有者 A

2 (主である建物の表示)

所 在 松戸市高塚新田字天神山123番地2

家屋 番号 123番2の378

種 類 集会所

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床 面 積 123.04平方メートル

(現況)

種 類 事務所・集会所

(附属建物の表示)

符 号 1

種 類 事務所

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

物 件 目 録

床 面 積 22.00平方メートル

(現況)

種 類 詰所

共有者 A 持分3120680分の5116

令和6年(ケ)第128号
令和6年12月11日受理
令和7年1月24日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所松戸支部

執行官 村 井 清 英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 松戸市高塚新田字天神山123番地2

建物の名称 公団高塚団地2街区4棟

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 高塚新田123番2の83

建物の名称 402

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 4階部分 51.16平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 松戸市高塚新田字天神山123番2

地 目 宅地

地 積 33129.08平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 松戸市高塚新田字天神山123番3

地 目 宅地

地 積 5958.45平方メートル

土地の符号 3

所在及び地番 松戸市高塚新田字中ノ窪128番2

地 目 宅地

地 積 13068.11平方メートル



物 件 目 録

土地の符号 4

所在及び地番 松戸市高塚新田字中ノ窪138番3

地 目 宅地

地 積 5054.65平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2・3・4

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 3120680分の5116

所有者 A

2 (主である建物の表示)

所 在 松戸市高塚新田字天神山123番地2

家屋 番号 123番2の378

種 類 集会所

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床 面 積 123.04平方メートル

(附属建物の表示)

符 号 1

種 類 事務所

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床 面 積 22.00平方メートル

共有者 A 持分3120680分の5116



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	未実施	
建物	物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 Λ ☐ その他の者 上記の者が本件建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	☒ 下記月額のとおり 管理費 4,500円 修繕積立金 10,000円 円 円 円	令和6年12月16日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある R6年2月分～R6年11月分 合計 145,000円 及び、上記に対する年3%の遅延損害金 ☐ 不明
管理費等照会先	高塚団地管理組合法人	
その他の事項	1 Λ の陳述が得られておらず、建物の不具合や設備の故障等の有無については不明であるが、立入調査の際に特記すべき汚損箇所等は見られなかった。 2 室内は間仕切壁の撤去、和室の洋室化、便器、洗面台、一部建具の更新、壁面、天井へのクロス貼り・塗装等のリフォームがなされている。 3 維持管理の状態はやや不良で衣類、食品容器、ゴミ等が散乱している。	
敷地権	符号1～4	
現況地目	☒ 宅地 (符号1～4) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号1～4) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)	
その他の事項	マンション棟のほか、駐車場、駐輪場等の共用施設、登記された規約共用部分 (給水施設、污水处理施設) がある。	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	未実施			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる (■主である建物 ■附属建物) ■種類：主である建物 事務所・集会所 附属建物1 詰所 ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある ┌ 種類： ├ 構造： └ 床面積：			
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者(高塚団地管理組合法人) 上記の者が本件建物を集会所、事務所として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☒ 下記「その他の事項」欄記載のとおり			
その他の事項	1 団地の事務所・集会所(主である建物)、詰所(附属建物1)であり、管理組合がそれらの用途に使用している。 2 マンション区分所有者らの共有とする所有形態をとっているが、実体的には団地の共用部である。本建物の使用に関する共有者らと管理組合法人との間の賃借権等の有無は不明。 3 本建物の敷地は、下記「敷地」欄のとおりマンション棟の敷地権の対象土地の一部であるが、土地利用に関しての賃借権等の有無は上記2と同様不明。			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある ┌ 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 └ 保管開始日 令和 年 月 日			
敷地 (目的外土地)	物件1の敷地権の目的である土地の符号1の一部			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■マンション管理人	1 対象の住戸には■A■さんが居住中ですが、管理組合も連絡がとれず困っています。 2 この団地は管理組合による自主管理を行っています。 (以上、令和6年12月16日に面談聴取) 3 ■A■さんは対象の建物に出入りしているようです。今朝も近隣の方が見掛けています。駐車場は昨年末で解除になっていますが車も時々駐められています。 4 管理費、修繕積立金は昨年12月16日以降も支払われていません。 (以上、令和7年1月23日に面談聴取)

執行官の意見

■ 本件建物の占有認定について

以下事由及び現場の状況から、本件建物は債務者兼所有者 **△** が居宅として使用しているものと認めた。

- 1) **△** 宛の郵便物がポスト及び屋内に多数存在していること。
- 2) **△** が出入りしている旨のマンション管理人の陳述があること。
- 3) **△** 以外の占有をうかがわせる徴表が見られないこと。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

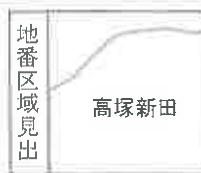
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R6年12月16日 (月) 11:45-12:05	物件所在地	物件確認 不在 占有調査 外観写真撮影 立入調査に関する求連絡書投函(連絡なし) マンション管理人に面談聴取、滞納管理費等の照会書 を手交(12月19日回答書郵送受領)
R6年12月26日 (木) 11:55-12:00	物件所在地	不在 占有調査 立入調査に関する求連絡書投函(連絡なし)
R7年1月8日 (水) 13:30-13:40	物件所在地	不在 占有調査 立入調査に関する通知書投函
R7年1月23日 (木) 15:10-16:55	物件所在地	立入調査(物件確認 占有調査 図面照合 写真撮影) 評価人同行 マンション管理人に面談聴取
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年1月23日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(7 枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	松戸市高塚新田字天神山				地番	123番2			
出縮	力尺 1/600	精度区		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法務局松戸支局管轄)

令和6年11月13日

千葉地方法務局

請求番号：14-1

登記官

(2/4)

《 8 枚目》

A3判をA4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	松戸市高塚新田字天神山				地番	123番2			
出力縮	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法務局松戸支局管轄)

令和6年11月13日

千葉地方法務局

請求番号：14-1

登記官

(1/4)

(9 枚目)

A3判をA4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	松戸市高塚新田字天神山			地番	123番2		
出力縮	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方方法務局松戸支局管轄)

令和6年11月13日

千葉地方方法務局

請求番号：14-1

登記官

(3/4)

(10 枚目)

A3判をA4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
高塚新田

請求部	所在	松戸市高塚新田字天神山				地番	123番2			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法務局松戸支局管轄)

令和6年11月13日

千葉地方法務局

請求番号：14-1

登記官

(4/4)

A3判をA4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 高塚新田

請求部	所在	松戸市高塚新田字中ノ窪				地番	128番2		
出力縮	1/600	精度区分	座標系又は番号は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法務局松戸支局管轄)

令和6年11月13日

千葉地方法務局

請求番号：14-2

登記官

(2/2)

《 12 枚目 》

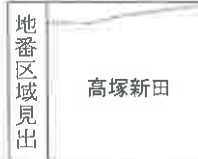
A3判をA4判に縮小



128-2(2/2)

符号(3)の土地

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	松戸市高塚新田字中ノ窪				地番	128番2			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法務局松戸支局管轄)

令和6年11月13日

千葉地方法務局

請求番号: 14-2

登記官

(1/2)

(13 枚目)

A3判をA4判に縮小

イ 138-273 ハ 138-275 ホ 138-318 ト 138-116 ニ 138-175 ヘ 138-117
ロ 138-274 ニ 138-276 ヘ 138-115 チ 138-118 ニ 138-228 つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
高塚新田

請求部	所在	松戸市高塚新田字中ノ窪			地番	138番3		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方方法務局松戸支局管轄)

令和6年11月13日

千葉地方方法務局

請求番号：14-3

登記官

(1/2)

A3判をA4判に縮小

《 14 枚目》

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉県地方務局松戸支局管轄)

令和6年11月13日

千葉県地方務局

登記官

(15 枚目)

昭和44年6月29日

400810

図
在
量

地
積
地

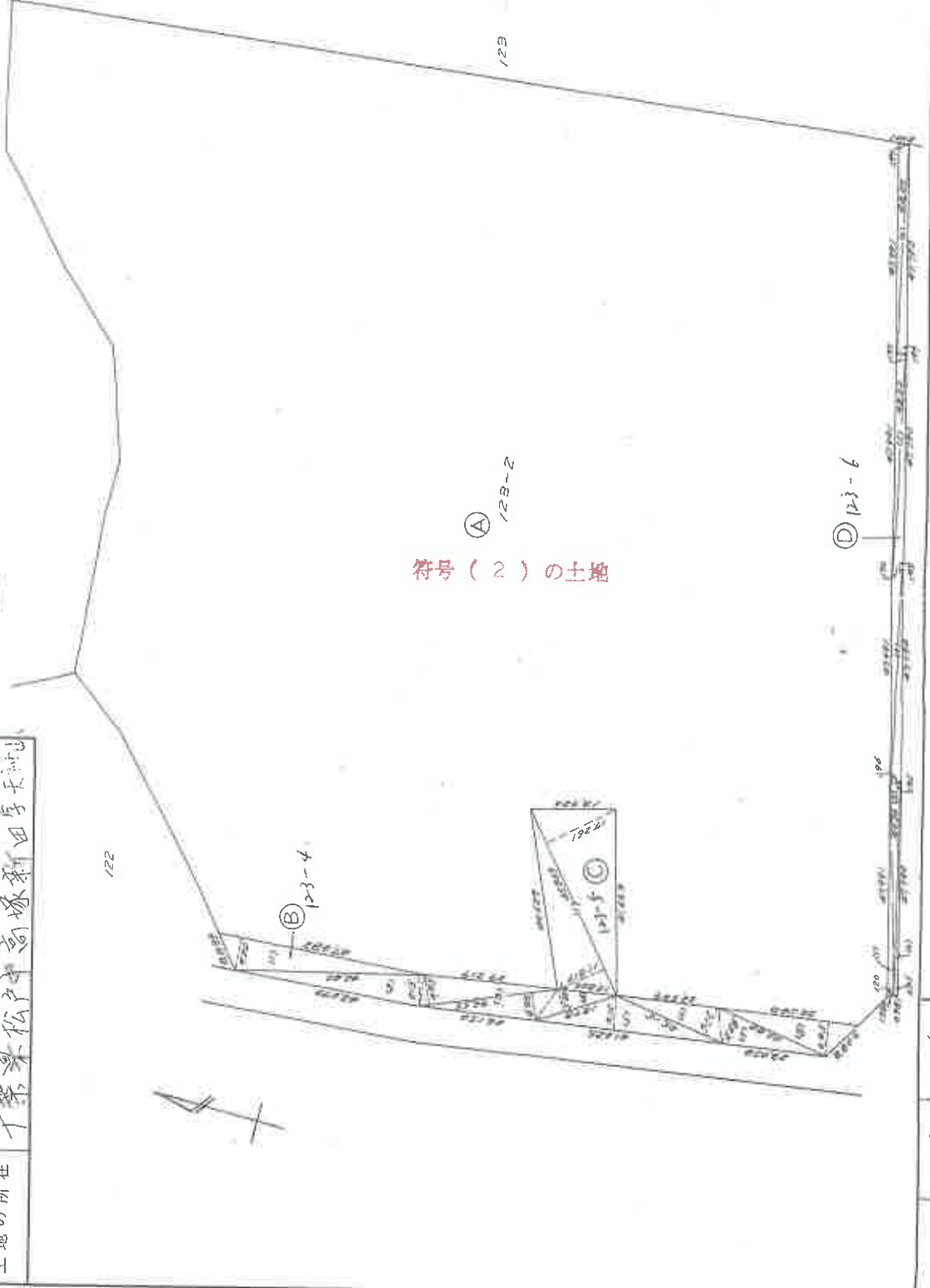
地
番
123番2~5~4~6

土地の所在
千葉県松戸市高塚新田字天神山

作
製
年
月
日
昭和45年6月29日

作
製
者

申
明
日



符号(2)の土地

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/1000

A3判をA4判に縮小

登記年月日：昭和45年6月29日

400829
昭和44年6月28日

土地	土地積	所在	圖	區

番地

田新塚市松葉縣

45.629

昭和四五年六月九日

作者 嬰者

母 體

符号（ 3 ）の土地

① $128-2 \quad 13987 \overset{71}{96} - \textcircled{B} 919 \overset{71}{84} = 13068 \overset{71}{126}$

永

5

(10 連 日)

尺箱

 $\frac{1}{1000}$

1/

(日本土地家屋審判士連合会専用紙)

A3判をA4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法務局松戸支局管轄)

令和6年11月13日

千葉地方法務局

製品情報

(17 枚目)

請求番号：14-6

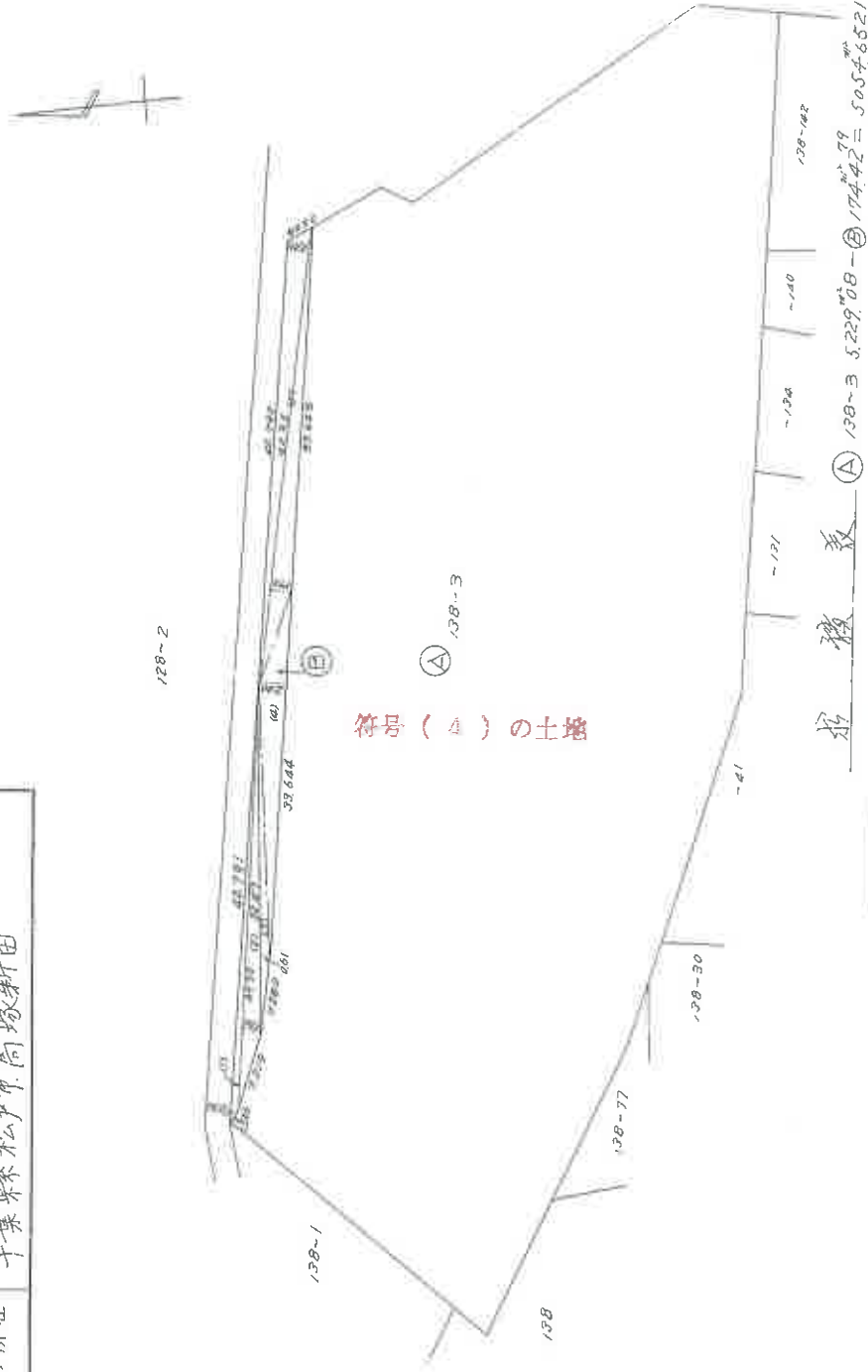
登記年月日：昭和45年6月29日

昭和44年6月29日 400934

地番	138番~3 ~20'Z
土地の所在	千葉県松戸市高塚新田

土地積算図

作製年月日	昭和44年6月29日
作製者	土地家屋調査士
申請人	



(1)	40.791	0.50	21.1353
(2)	39.50	1.62	42.2253
(3)	32.47	0.61	17.8537
(4)	33.644	2.90	97.3812
(5)	42.35	1.15 + 2.2	147.2825
合計			348.8559

(日減速 10)

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺	1/500	1/
----	-------	----

A3判をA4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉県地方務局松戸支局(電報))
令和6年11月13日 千葉県地方務局

登記官

(18 枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉県地方税務局松戸支庁管轄)

令和6年11月13日

千葉県地方税務局

登記官

(19 枚冊)

79105

建物図面

家屋番号	123番2—33
建物の所在	千葉県松戸市高塚新田字天神山123番地2
建物図面	
建物番号	4—402
製作年月日	昭和四五年十月
製作者	
申請人	

物件(1)の建物

字天神山 123-2

字天神山 123-3

字天神山 123-5

字中の窪 128-2

道

路

縮尺 1/1500

A3判をA4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉県地方務局松戸支局管轄)

令和6年11月13日 千葉県地方務局

登記官

(20 枚裏)

79106

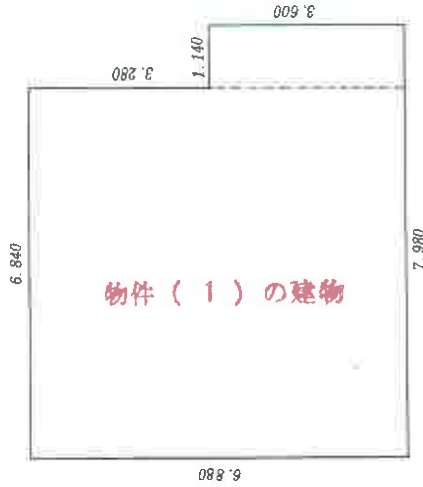
各階平面図

家屋番号 123番2—83

建物の所在 千葉県松戸市高塚新田字天神山123番地2

建物の番号 4 — 402

作製年月日 昭和四五年九月廿八日
作製者 高



求積の方法 (距離単位M)	
6.880	× 6.840
3.600	× 1.140
計	
	47 M ² 0592
	4.1040
	51 M ² 1632

床面積 51 M²16

申請人

縮尺 1/100

A3判をA4判に縮小

79695

富塚新田

家屋番号	123番2—378
建物の所在	千葉県松戸市高塚新田 字天神山123番地2

建物図面

昭和四五年	月	日	製作
製作年	月	日	製作者

建築物の番号

① 集会所
② 事務所

字中の窪 123-2

字天神山 123-3

字天神山 123-2

物件(2)の建物

字天神山 123-5

写真撮影位置と方向

縮尺 1/1500

A3判をA4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉県地方務局松戸支局管轄)
令和6年11月13日 千葉県地方務局

79696

高塚新田

各階平面図

家屋番号	123 番 — 2 — 378
建物の所在	千葉県松戸市高塚新田字天神山123番地2

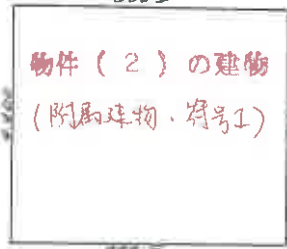
(主)



(主) 集会所
(1) 事務所

建物の番号

(1)



製作年月日	昭和四五年九月式八日
製作者	

申請人

求積の方法(距離単位M)	
5,000 × 5,200	26,000

床面積 22.00

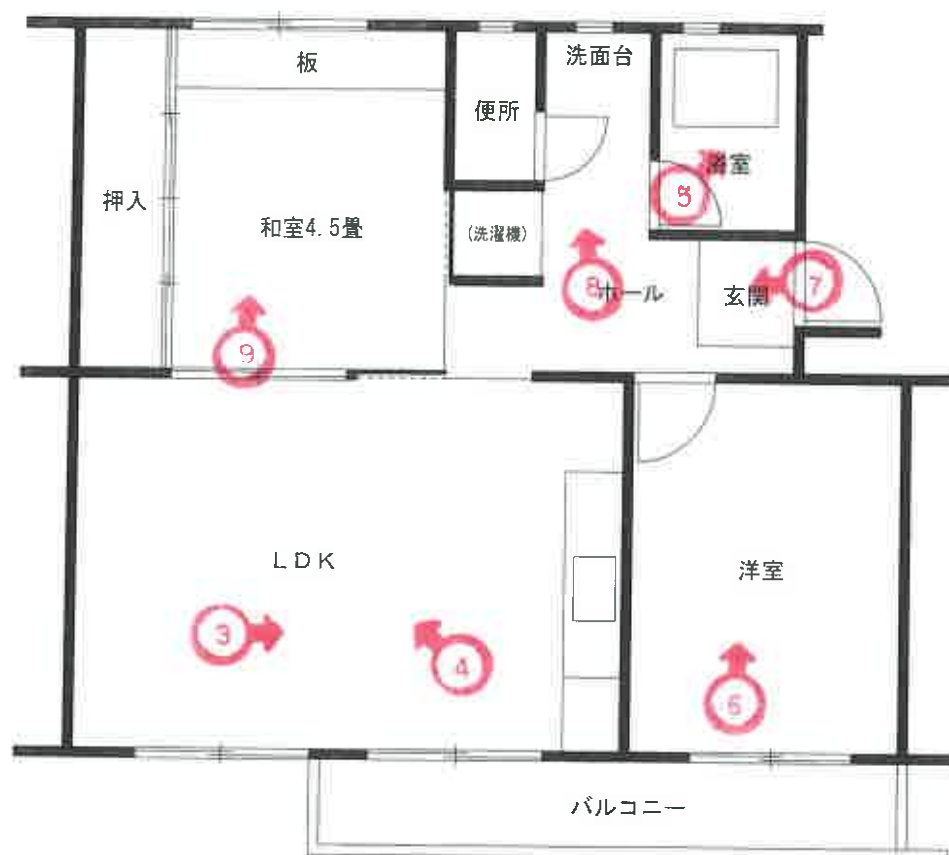
求積の方法(距離単位M)	
5,570 × 2,130	11,855
9,850 × 5,250	51,612
9,650 × 11,500	110,975
計	173,442

床面積 123.09

縮尺	1/100
----	-------

A3判をA4判に縮小

45.10.9



間取図



←○ 写真撮影位置と方向



1



2

物件 2
主である建物
附属建物 1



3



4



5



6



7



8



9

(B I T用)

令和 6 年 (ケ) 第 1 2 8 号

令和 7 年 1 月 2 3 日 現地調査

令和 7 年 1 月 2 4 日 評 価

第 3 2 4 9 号 発行番号

令和 7 年 1 月 2 8 日 提 出 日

千葉地方裁判所
松戸支部民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

増 間 真 一

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2, 2 9 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1	金 2, 2 7 0, 0 0 0 円
物件 2	金 2 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所在等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり。		同左 住居表示未実施
2	物件目録記載のとおり。		主である建物 種類 事務所・集会所 符号1 種類 詰所 住居表示未実施
番号	特 記 事 項		
—	—		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 松戸市高塚新田字天神山 1 2 3 番地 2

建物の名称 公団高塚団地 2 街区 4 棟

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 高塚新田 1 2 3 番 2 の 8 3

建物の名称 4 0 2

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 4 階部分 5 1 . 1 6 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 松戸市高塚新田字天神山 1 2 3 番 2

地 目 宅地

地 積 3 3 1 2 9 . 0 8 平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 松戸市高塚新田字天神山 1 2 3 番 3

地 目 宅地

地 積 5 9 5 8 . 4 5 平方メートル

土地の符号 3

所在及び地番 松戸市高塚新田字中ノ窪 1 2 8 番 2

地 目 宅地

地 積 1 3 0 6 8 . 1 1 平方メートル

物 件 目 録

土地の符号 4

所在及び地番 松戸市高塚新田字中ノ窪138番3

地 目 宅地

地 積 5054.65平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2・3・4

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 3120680分の5116

所有者 A

2 (主である建物の表示)

所 在 松戸市高塚新田字天神山123番地2

家屋 番号 123番2の378

種 類 集会所

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床 面 積 123.04平方メートル

(附属建物の表示)

符 号 1

種 類 事務所

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床 面 積 22.00平方メートル

共有者 A 持分3120680分の5116

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況・利用状況等

土地の符号1		
位 置 ・ 交 通	J R 武蔵野線「市川大野駅」の西方・道路距離約1.7km バス停留所「高塚団地」至近 (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	5 階建共同住宅が建ち並んでいる。(高塚団地)	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域(一部第1種住居地域) 共に指定60% 共に指定200% 指定無 共に第2種高度地区 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査 地域
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口 × 奥 行 敷 地 権 の 割 合 接面道路上の関係	約33,129.08㎡ 略整形 約150m×約180m 3,120,680分の5,116(所有権)(土地符号1・2・3・ 4) 角地
接面道路の状況	西側県道(主要地方道市川柏線), 幅員(約9m~約16m), 連続性(普), 舗装(有), 歩道(有), 側溝(有), 都市計画道路3・4・12	
	建築基準法上の種類	第42条1項1号
	セットバック	不要
	南側市道(7-445号線), 幅員(約10m), 連続性(普), 舗装(有), 歩道 (有), 側溝(有)	
	建築基準法上の種類	第42条1項1号
	セットバック	不要
	再建築の可否	可能であると推定する。
土地の利用状況等	マンション(2街区13棟, 管理組合・事務所集会場等)が建在して いる。	
供給処理施設 (敷地内までの引 き込みを基準に引 き込みが有る場合 を「あり」, 無い 場合を「なし」と した。)	上 水 道 あり ガス配管 あり 下 水 道 なし	

土 壌 汚 染 等	従前は国立療養所松戸病院及び関連施設が存していた。 土壌汚染の存在は不明であるが、上水道等のインフラが整備されていること並びに市場性を有する住宅団地があり、過去の取引価格はこれを反映して形成されていると推定する。 既存建物にかかる以外、土地利用を著しく妨げる地下埋設物が存する可能性は低いと推定する。 周知の埋蔵文化包蔵地には指定されていない。
特 記 事 項	本地内の北部及び東部に団地内幹線道路(非建築基準法道路)が位置している。
土地の符号 2	
5 階建共同住宅 1 棟及び給水塔槽等が建在している。	
土地の符号 3	
5 階建共同住宅 7 棟等が建在している。	
土地の符号 4	
集中浄化槽が存し、防災広場、山林等がある。	

2 建物の概況

(1) 物件 1 : 一棟の建物の概要

マンション名	公団高塚団地 2 街区 4 棟
建 物 の 用 途	居住用(総戸数20戸:団地全体604戸)
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記記載) 昭和45年9月25日新築 経 過 年 数 約54年 経済的残存耐用年数 約5年
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建(旧耐震基準)
仕 様	屋 根: 陸屋根(アスファルト露出防水) 外 壁: R C 造(吹付タイル等) その他: ——
設 備 等	供給処理設備: 電気, 上水道, 都市ガス, 集中浄化槽 エレベーター: 無 駐 車 場: 平置 集 会 場 等: 管理事務所・集会所(土地符号 1 に所在) オートロック: 無
建 物 の 品 等	使用資材: 普通(やや旧仕様) 施 工: 普通と推定する。
管理の形態等	管理組合: 有り 名称(高塚団地管理組合法人) 管理方式: 自主管理

	管理会社：—— 管理形態：日勤
管 理 の 状 況	普通
特 記 事 項	一団地認定：昭和47年9月27日・第4号，これ以前は不明(松戸市建築審査課) 修繕積立金の合計額：—— 修繕計画の有無：有 修繕計画の予定年月日：—— 駐車場：有(有料) トランクルーム：無 規約共用部分：有

(2) 物件1：専有部分の概要

構 造	R C 造 1 階 建	
位 置	4 階 (402 号 室) 主 要 開 口 部 の 方 位 : 南 東	
床 面 積	51.16㎡(登記面積)，壁芯面積不明	
間 取 り	2 L D K (別添間取図参照)，バルコニー面積約5㎡	
仕 様	天 井 ビニールクロス，塗装等 床 フローリング，畳等 内 壁 ビニールクロス等 設 備 ユニットバス，洗面台，水洗WC，キッチン等 (上水道，都市ガス，集中浄化槽)	
保 守 管 理 の 状 態	普通 購入当時にリフォームが現況の様にされたと推定する。 大きな不具合は見られなかったが，やや雑然とした住まい方でゴミ・家財等が散乱している。	
管 理 費 等	管 理 費 月4,500円 修 繕 積 立 金 月10,000円 滞 納 額 145,000円 (令和6年12月16日現在) 滞納期間：令和6年2月分から令和6年11月分まで 遅延損害金：年3% 上記に対する遅延損害金：8,760円 備 考 ——	
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	所有者が占有していると推定する。	
特 記 事 項	——	

(3) 物件2建物の概要

主である建物

土地符号 1 に健在する鉄筋コンクリート造陸屋根平家建123.04㎡の事務所・集会所である。 昭和45年9月頃の新築と推定する。
附属建物(符号 1)
土地符号 1 に健在する鉄筋コンクリート造陸屋根平家建22.00㎡の詰所である。 昭和45年9月頃の新築と推定する。

第 5 評価額算出の過程

本件は区分所有建物及びその敷地と別棟共有されている建物である。物件 1 について比準価格と収益価格を各々求め、試算価格を調整のうえ、評価額を後記の通り決定した。尚、物件 2 は単独では市場性を有しておらず、物件 1 に随伴して取引されるのが一般的であり、その市場価値は物件 1 に吸収反映されている。

I 比準価格の試算

基準階中間室 の比準価格 (円/㎡) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度) イ	専有面積 (㎡) ウ	占有減価 修正 エ	比準価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
80,000	0.9	51.16	1.0	3,684,000円

ア 基準階中間室の比準価格：近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例・売り出し価格を収集分析し、各補修正及び価格形成要因の比較を行って、基準階中間室の専有部分(登記面積)の1㎡当たりの比準価格を査定した。

イ 個別格差：4階－10%

ウ 専有面積：登記面積を採用した。

エ 占有減価修正：減価はないと判定±0%

II 収益価格(物件 1)

本件は第三者への賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下の通り求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるもので、必ずしも下記に記載した賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

DCF法による価格査定表

(※この表で採用している数字や指数は確定値ではなく、かつ買受人に保証しているものでない)

3年間の有効 純収益現価の 合計	正味復帰価格の現価					収益価格 (千円未満四捨五入)
	4年目期末 有効純収益	最 終 還 元 利回り	3年目期末 復帰価格 * 1 イ÷ウ×(1-0.03)	複 利 現価率 * 2 (10.6%)	正味復帰 価格現価	

ア	イ	ウ	エ	オ	エ×オ=カ	ア+カ=キ
502,973円 (21.2%)	288,900円	11.1%	2,524,622円	0.7392	1,866,201円 (78.8%)	2,369,000円 (100%)

* 1 売却に要する仲介手数料等を売却価格(イ÷ウ)の3%と査定した。

* 2 複利現価率の計算式

$$\frac{1}{(1+\frac{10.6}{100}\%)^3} = \frac{1}{(1+0.106)^3} = 0.7392$$

ア：目的物件を賃貸することにより保有期間中(第1期～第3期)に得られるであろうと予測した各期の正味純収益を、複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ：保有期間終了後(4年目)の正味純収益である。

ウ：4年目の正味純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに目的物件の個別リスク等を考慮して査定した。

エ：4年目の正味純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から目的物件の売却に伴う仲介手数料相当額を控除した価格である。

オ：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予想価格の現在価値の合計である。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

以上により、物件1について

比準価格 3,684,000円

収益価格 2,369,000円

の両価格が算定された。比準価格は近時に生じた類似のマンションの取引事例について補修正等を行い求めた価格で、市場の需給動向を反映した信頼性の高い価格である。

一方、収益価格は目的物件が有する収益性に着目した価格である。

両価格ともそれぞれ妥当な根拠を有しているが、本件においては収益性より居住の快適性・利便性の諸要因を中心に価格形成されているファミリータイプのマンションであることを考慮して、比準価格を重視し、収益価格を参酌のうえ、調整後の価格を3,600,000円と求めた。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価(敷金等)を考慮して評価額を求めた。

物件 番号	調整後の 価格(円) ア	市場性 修正率 イ	競売市場 修正率 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の 控除減価 (円) (敷金等) オ	評価額(円) (1万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
1	3,600,000	1.0	0.7	0.91	—	2,290,000—20,000 =2,270,000
2						20,000 注

一括価格(合計)	2,290,000
----------	-----------

- イ 市場性修正率：標準的な規模のマンションであり、市場性修正は要さない。
- ウ 競売市場修正率：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量のうえ、競売市場修正率として0.7を乗じた。
- エ 滞納管理費等相当額の減価：管理組合が買受人に対しても請求すると主張している滞納管理費等相当額及び代金納付に至る間の予定管理費等を考慮して減価を行った。
- オ その他の控除減価(敷金等)：買受人の引受となるべき敷金等の預り金を控除するが、本件はない。
- 注 物件2は単独では市場性を有しておらず、物件1に随伴して取引されるのが一般的である。次に原価法を適用して物件2の評価額を求める。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現面積(㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	競売市場 修正率 オ	建物の価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
2主	200,000	123.04	0.13	5116÷3120680	0.7	10,000
2附	200,000	22.00	0.13	5116÷3120680	0.7	10,000
合計						20,000

カ 最低価格は1万円と定められている。

ウ 現価率

物件 番号	①耐用年数法(定額法)				②観察減 価率(%)	現価率 ①D×②
	A 経過年数 (年)	B 経済的残存耐 用年数(年)	C 残価率 (%)	D 定額法に よる率		
2主 2附	54	5	5	0.13	1.0(±0%)	0.13

①耐用年数法(定額法)

$$D(定額法による率) = B \div (A + B) \times (100 - C) \div 100 + C \div 100$$

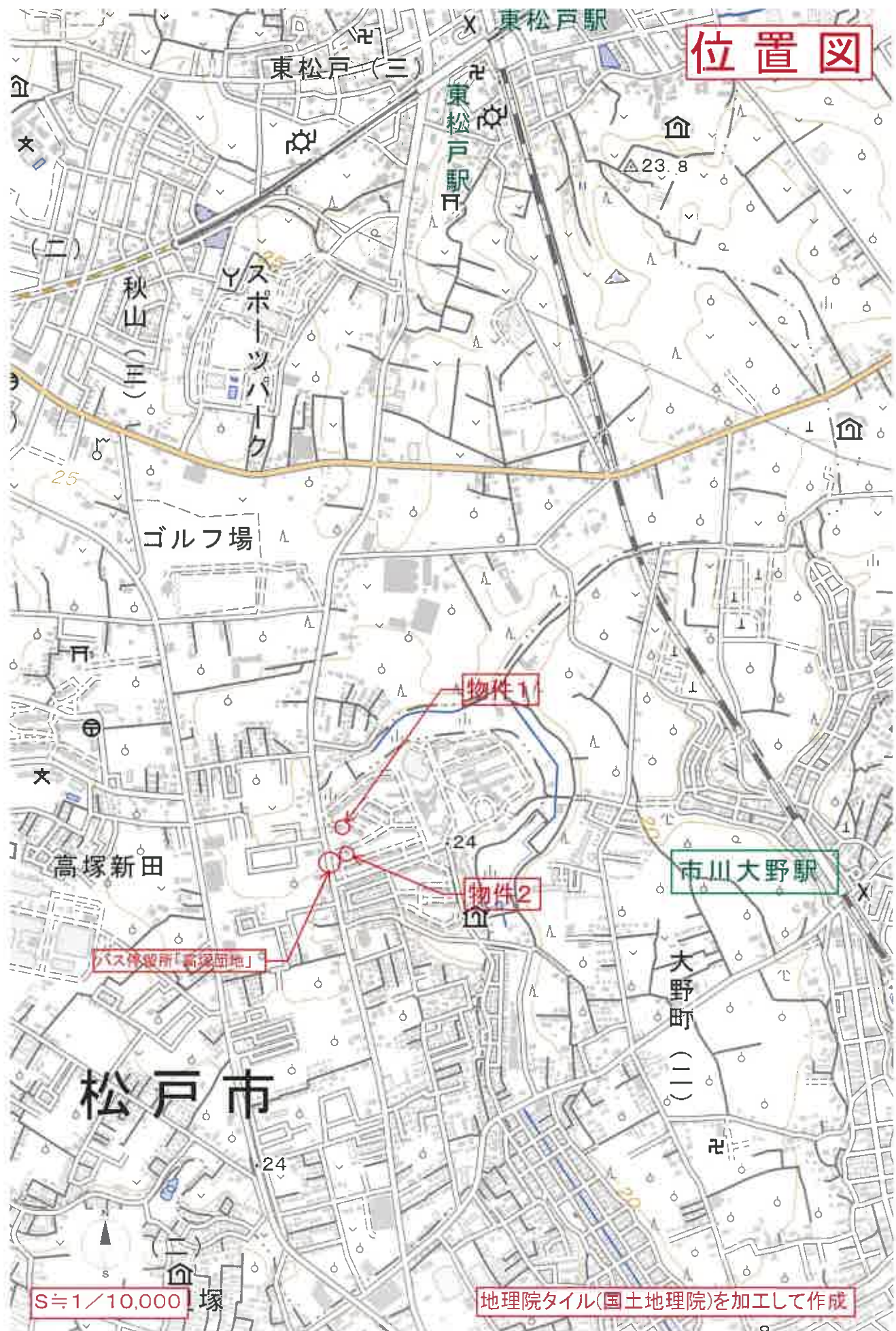
②観察減価率

経年程度を相当と判定した。

第6 附属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 土地建物位置関係図(建物図面・各階平面図写)
- 5 間取図

以上



位置図

物件1

物件2

バス停留所「高塚面地」

市川大野駅

松戸市

S=1/10,000

地理院タイル(国土地理院)を加工して作成

＜0000＞

N



122-1

123-2(2/4)

①

123-4

（注）施設に準ずる図面は、土地の図面を前項にしたがって記載し、所定の図面が揃え付けられるまでの間、これに代わりのものとして提出されている図面であり、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



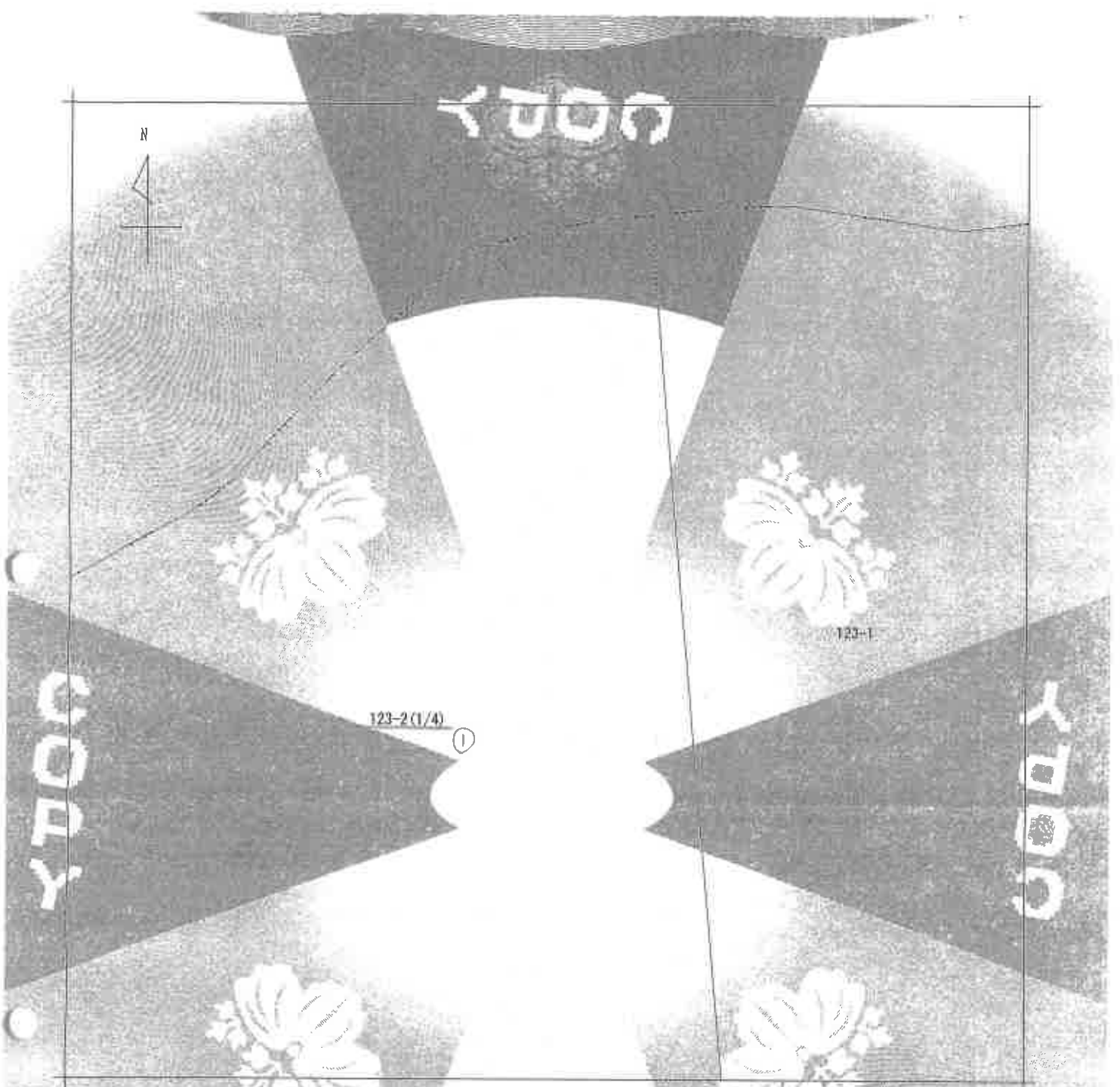
課 部 分	所 在	松戸市高塚新田子大洲山		地 番	123番2	
出 力 尺	17600	精 度	区 分	座標系	平面又は	投影系
作 成 年 月 日				地 図 名	地 図 記 号	地 図 記 号

これは地図に準ずる図面に記録され、かつ、図面を証明し、記号を添付する。

（千葉地方法務局松戸支局発）
令和6年11月13日
千葉地方法務局

請求番号：14-1
(1/4)

本図面はA3版の原本を縮小コピーした



(注) 地図に準ずる地図は、土地の図面を制作した不動産登記簿の地図が備え付けられるまでの間、これに準ずるものとして備え付けられ、この地図は、土地の図面を制作した不動産登記簿の地図と同一視されます。



地番	123番2	所在地	松戸市高塚新田字天神山		
出典	1/600	精度	1/600	座標系	日本測地系
作成	年月日	種類	地籍図に準ずる図面	種別	旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記載された内容であり、図面とは異なる場合があります。

(千葉県地方自治局松戸支局管轄)

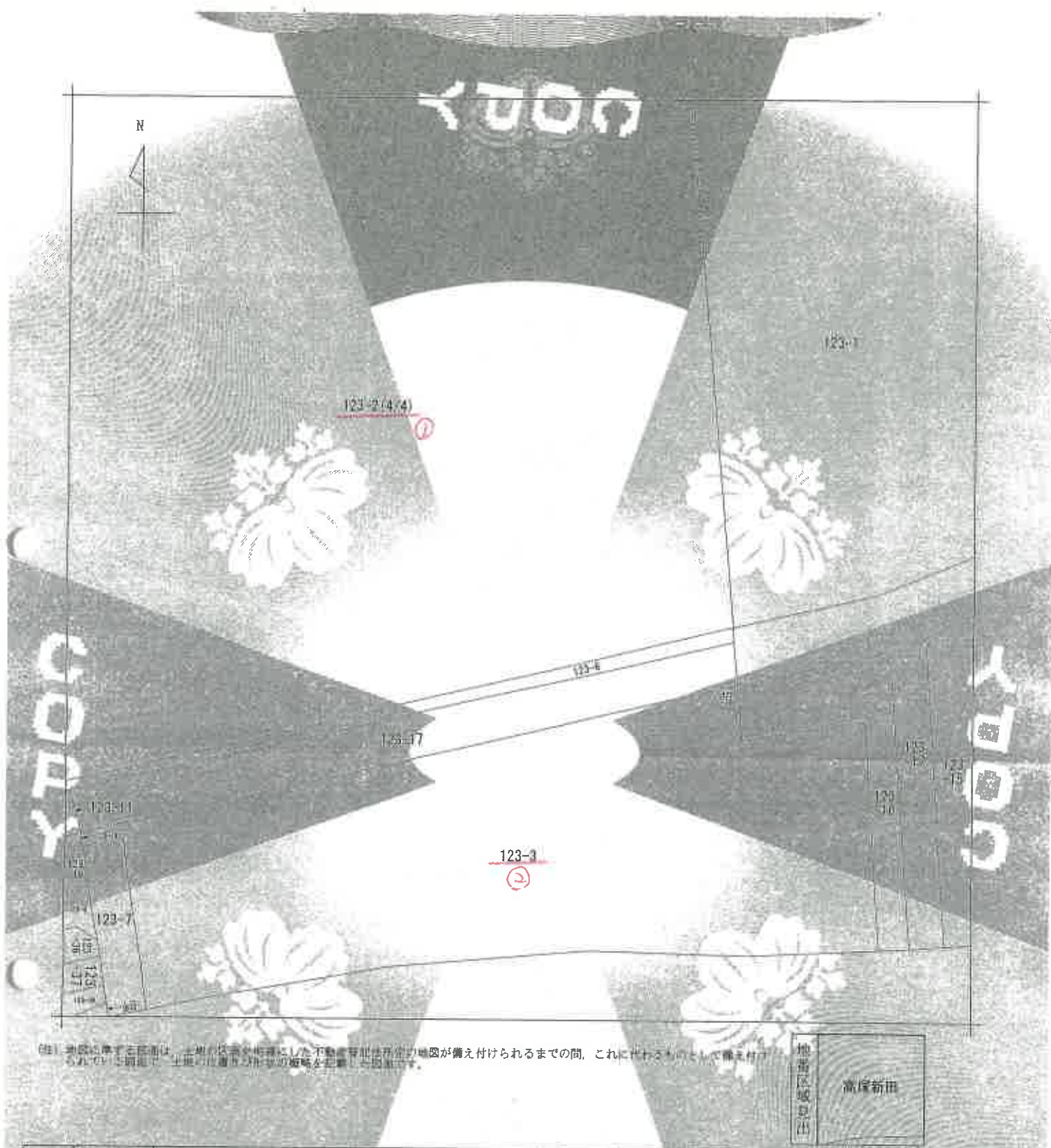
令和6年11月13日

千葉県地方自治局

請求番号: 14-1
(2/4)

本図面はA3版の原本を縮小コピーした





（注）地図に準ずる図面は、土地の区画整理した不動産登記簿の図面が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられるものである。土地の区画整理が完了した場合は、この図面を廃止する。



請求番号	所在地	松戸市高塚新田字天神山		地番	123番2	
出力 縮尺	1/600	精度 区画	図面 番号	図面 記号	図面 名称	種類
作成 年月日	令和6年11月13日		図面 番号	図面 記号	図面 名称	種類

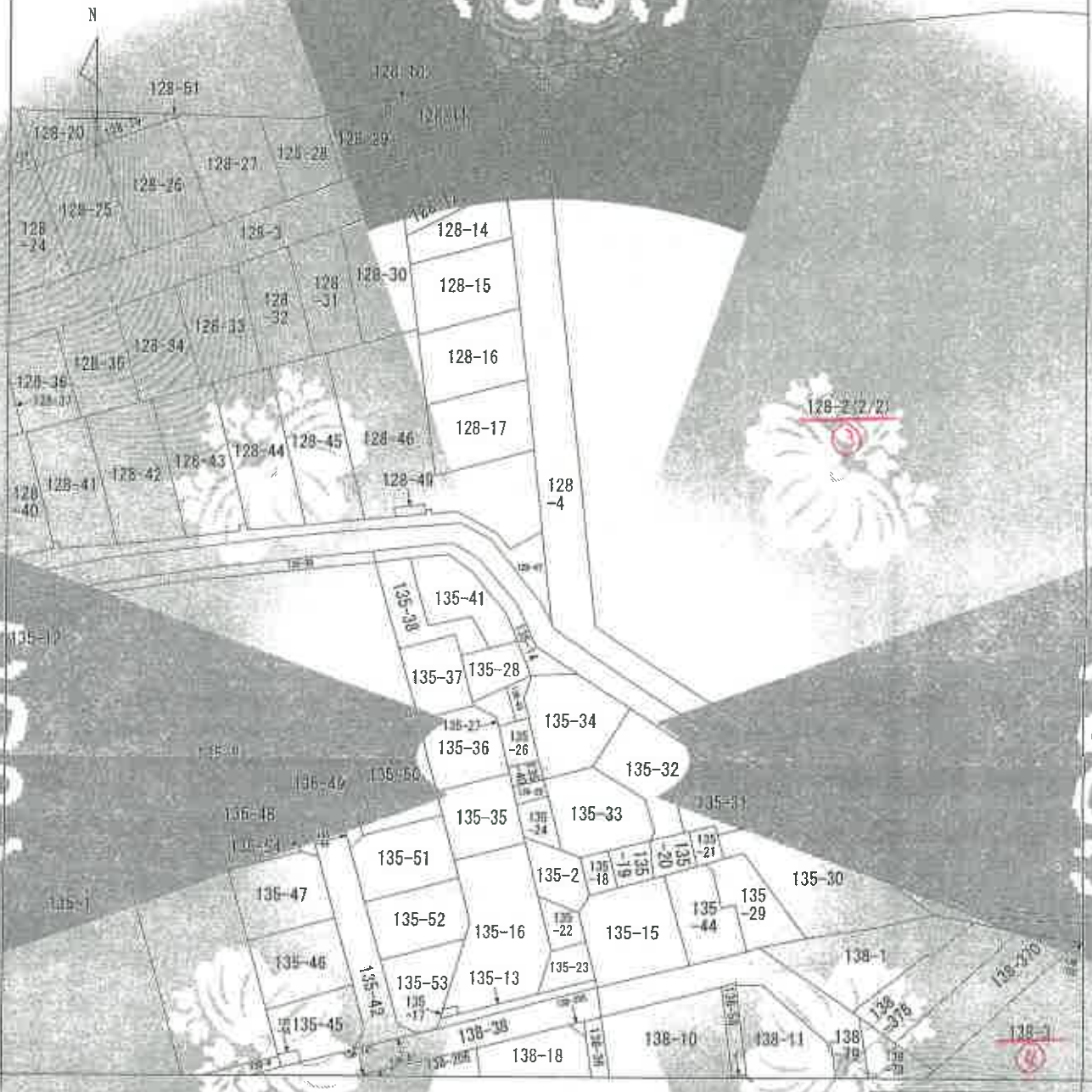
これは地図に準ずる図面に記載された内容を示すために作成された図面である。
(千葉県地方振興局松戸支局管轄)

令和6年11月13日
千葉県地方振興局

請求番号：14-1
(4/4)

本図面はA3版の原本を縮小コピーした

イ 138-64
ロ 138-218



(注) 地図に準ずる図面を、土地の図面を調得し、土地の図面を調得した地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられていた図面を、土地の図面及び図面の縮小を記載した図面とする。



請 求 部	所 在 地	松戸市高塚新田五中ノ律		地 番	128番2	
出 力 尺	1/600	精 度 区 分	座 標 系 番 号 又 は 記 号	地 区 界 限 図 面 図 面	種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日		調 査 年 月 日		地 区 界 限 図 面 図 面		

これは地図に準ずる図面に記載され、図面に記載された図面である。

(千葉県地方税務局松戸支局管轄)

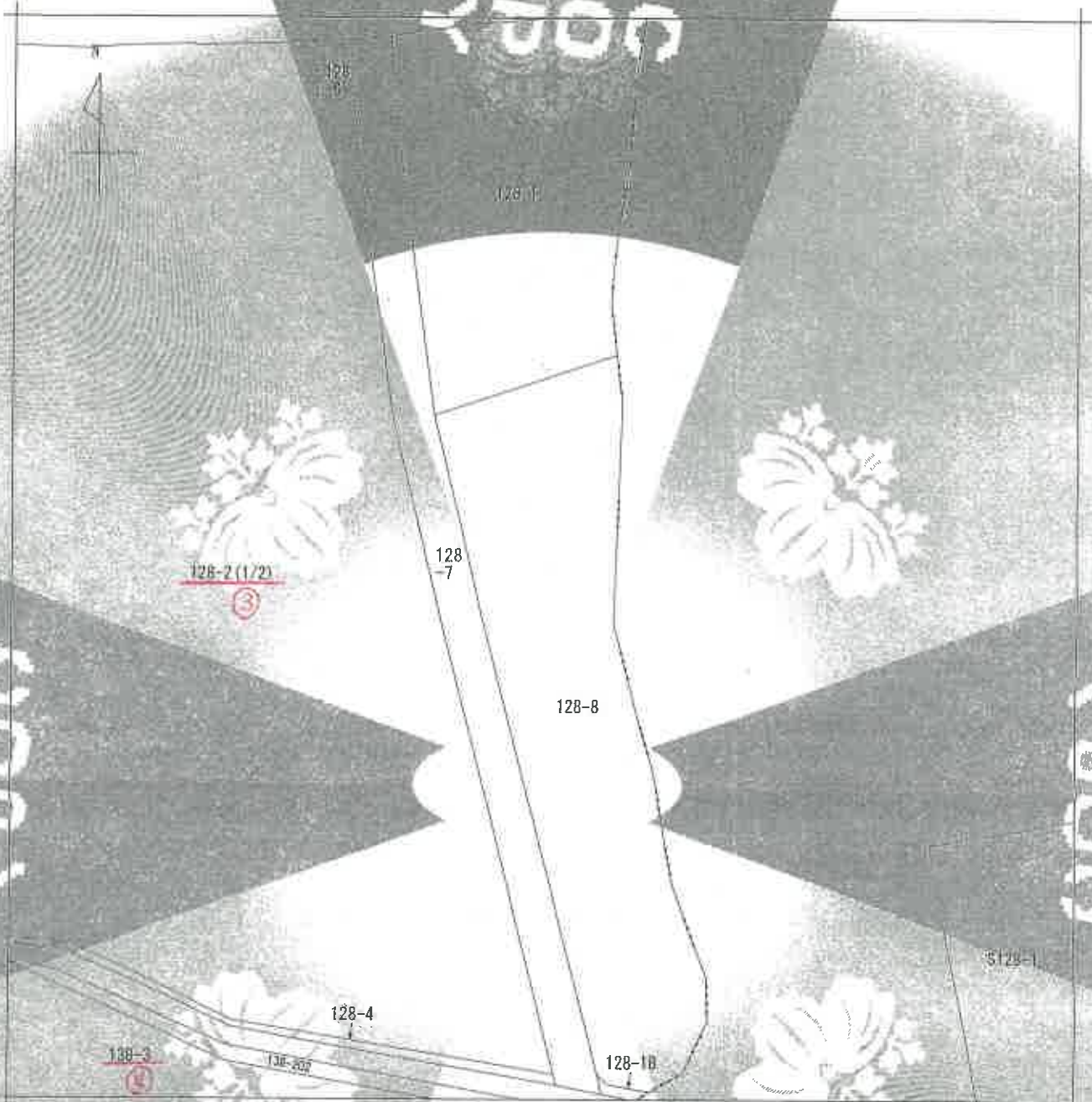
令和6年11月13日

千葉県地方税

請求番号：14-2

(1/2)

本図面はA3版の原本を縮小コピーした



(注) 地図に準ずる図面は、土地の位置を明確にするための地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして提出され、これに代わるものとして提出される。土地の位置は、この地図の位置と一致するものとする。



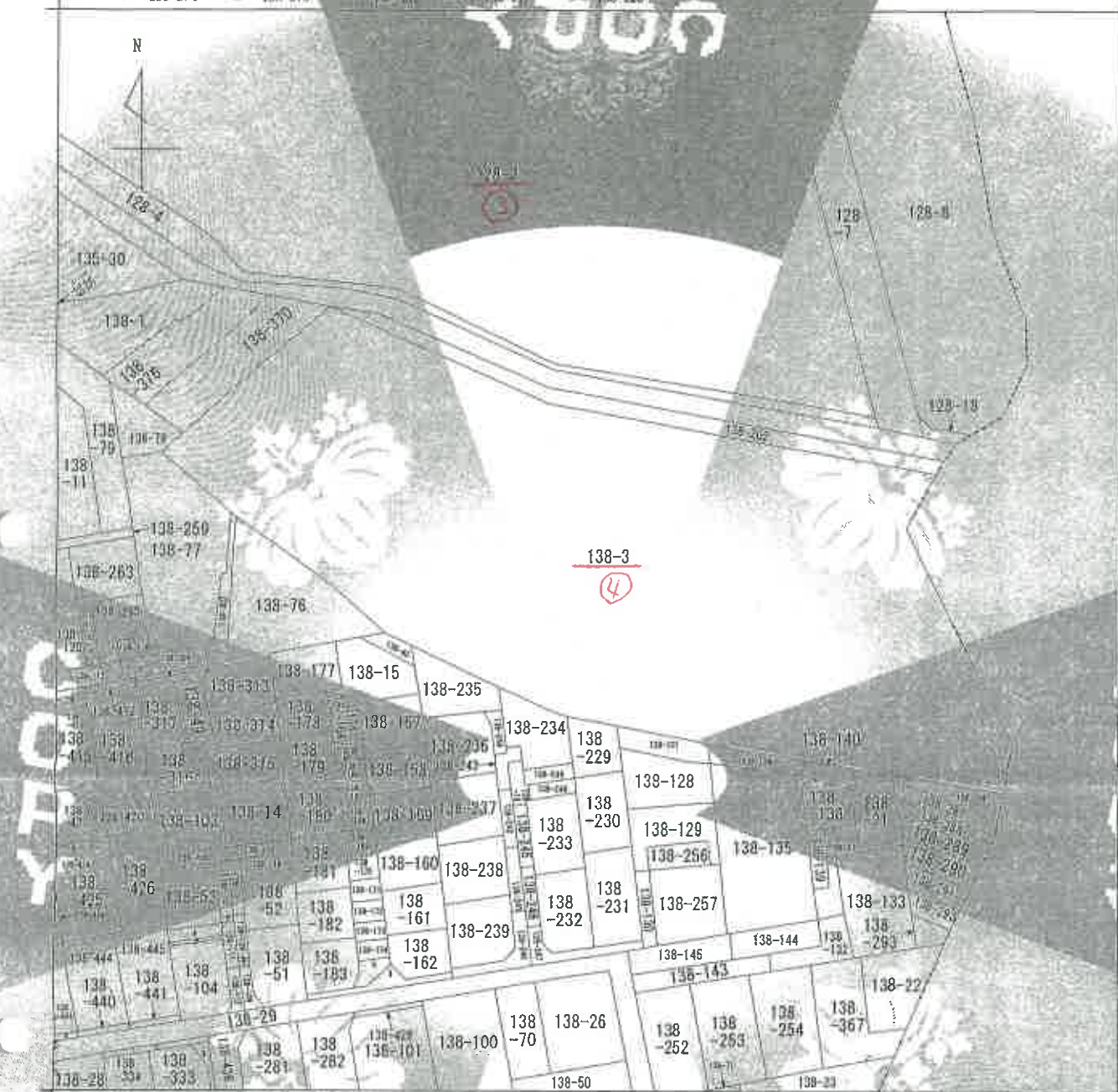
請 求 番 号	所 在	松戸市高塚新田字田原			地 番	128番2	
出 力 尺 寸	1/500	精 度 分	座 標 系 文 字 記 号	年 月 日	測 定 地 図 名	種 類	田土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				測 定 年 月 日			

これは地図に準ずる図面であり、土地の位置を明確にするための地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして提出され、これに代わるものとして提出される。土地の位置は、この地図の位置と一致するものとする。
 (千葉地方法務局松戸支局) 令和6年11月13日 千葉地方法務局

請求番号：14-2
 (2/2) 本図面はA3版の原本を縮小コピーした

1 138-273
0 138-274

138-275
138-276



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画名称等は、土地所有登記簿等の地図が備え付けられるまでの間、これに代り分別して備え付けられている間、土地収買法施行規則第10条第1項に準じ、この図面とする。



請求 番号	所在地	松江市高塚新田字中一丁目		地番	138番3	
出 方 尺	1/600	精度 区分	座標系 高さは は記述	地図 作成 年月日	種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日						

これは地図に準ずる図面に記録された、3年3回更新し、再調査を要する。

(千葉県地方務局松戸支局管理)

令和6年11月13日

千葉県地方務局

請求番号：14-3

(1/2)

本図面はA3版の原本を縮小コピーした

昭和44年0月20日

400810

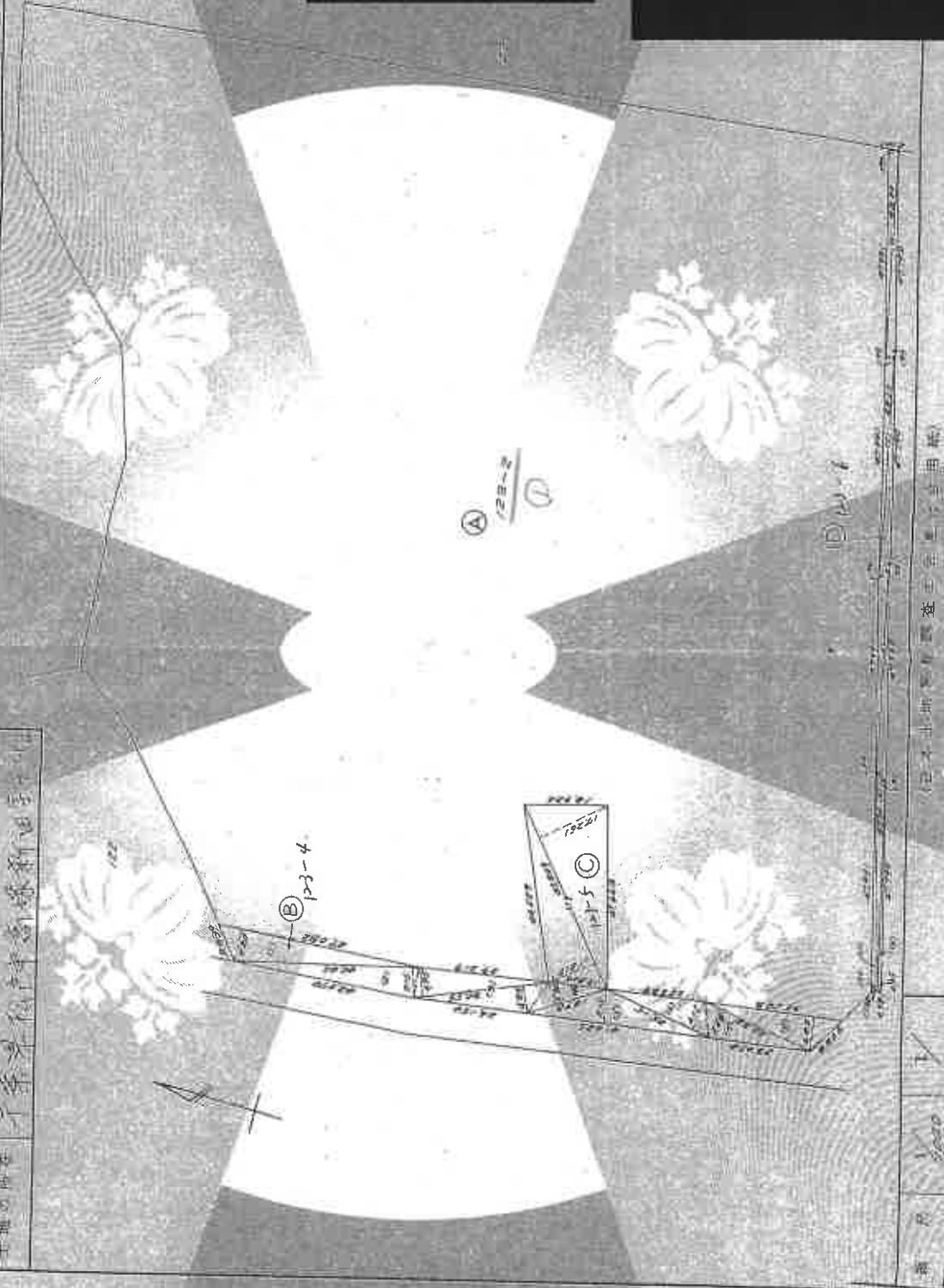
地 価 測 量 図

地 名	225-2-5-4-1
土地の所在	千葉県千葉市高砂新田



昭和55年

作 成 年 月 日
昭和55年11月13日



（注）本冊の記載は主として右用紙

(1.2)

これは図面に記載されている内容であり、正確性を保証するものではありません。
（千葉県地方道路局 松戸支局 管理）
令和6年11月13日 千葉県地方道路局

本図面はA3版の原本を縮小コピーした

請求番号：14-4

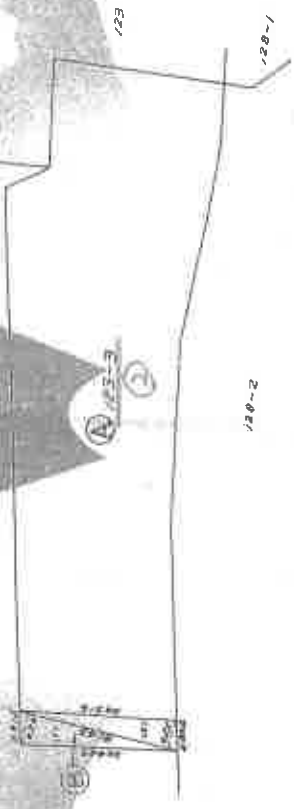
登記年月日 昭和55年6月29日

昭和44年6月29日 400812

地番	2-6-3-7	地積	123
土地所有権	千葉県松戸市高城新田5丁目		

25.8.22

千葉県松戸市高城新田5丁目
地番 2-6-3-7



① 123-3 6,154.23 -- ② 123-1 125.77 -- ③ 123-2 595.4530

地積表

1	21.45	123.7725
2	21.45	123.7725
3	21.45	123.7725
計	63.35	371.3175

123~

①

地番	2-6-3-7	地積	123
----	---------	----	-----

千葉県松戸市高城新田5丁目

400812

（千葉県庁登記課松戸支店（登録））
令和6年11月13日 千葉県庁登記課

本図面はA3版の原本を縮小コピーした

調査番号 14-5

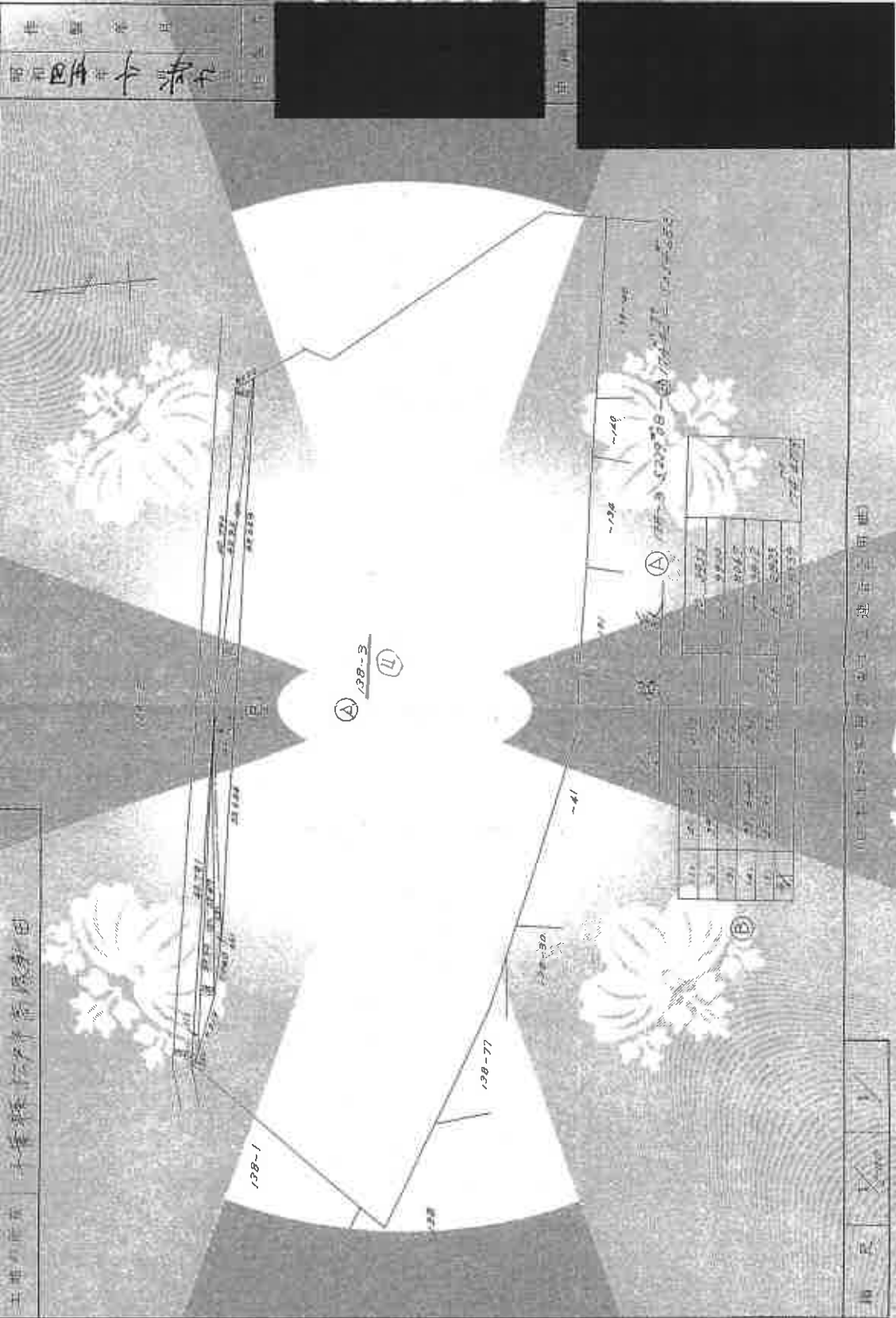
登記年月日：昭和44年11月13日

昭和44年0月29日 400934

地番	138-1
工事の名称	千歳線松戸支店新築工事

地積 138-1

昭和44年11月13日



これは図面に記録されておらず、(千歳地方支店)に記録されています。
令和6年11月13日 千歳地方支店

本図面はA3版の原本を縮小コピーした

千歳線松戸支店新築工事

地番	138-1
工事の名称	千歳線松戸支店新築工事

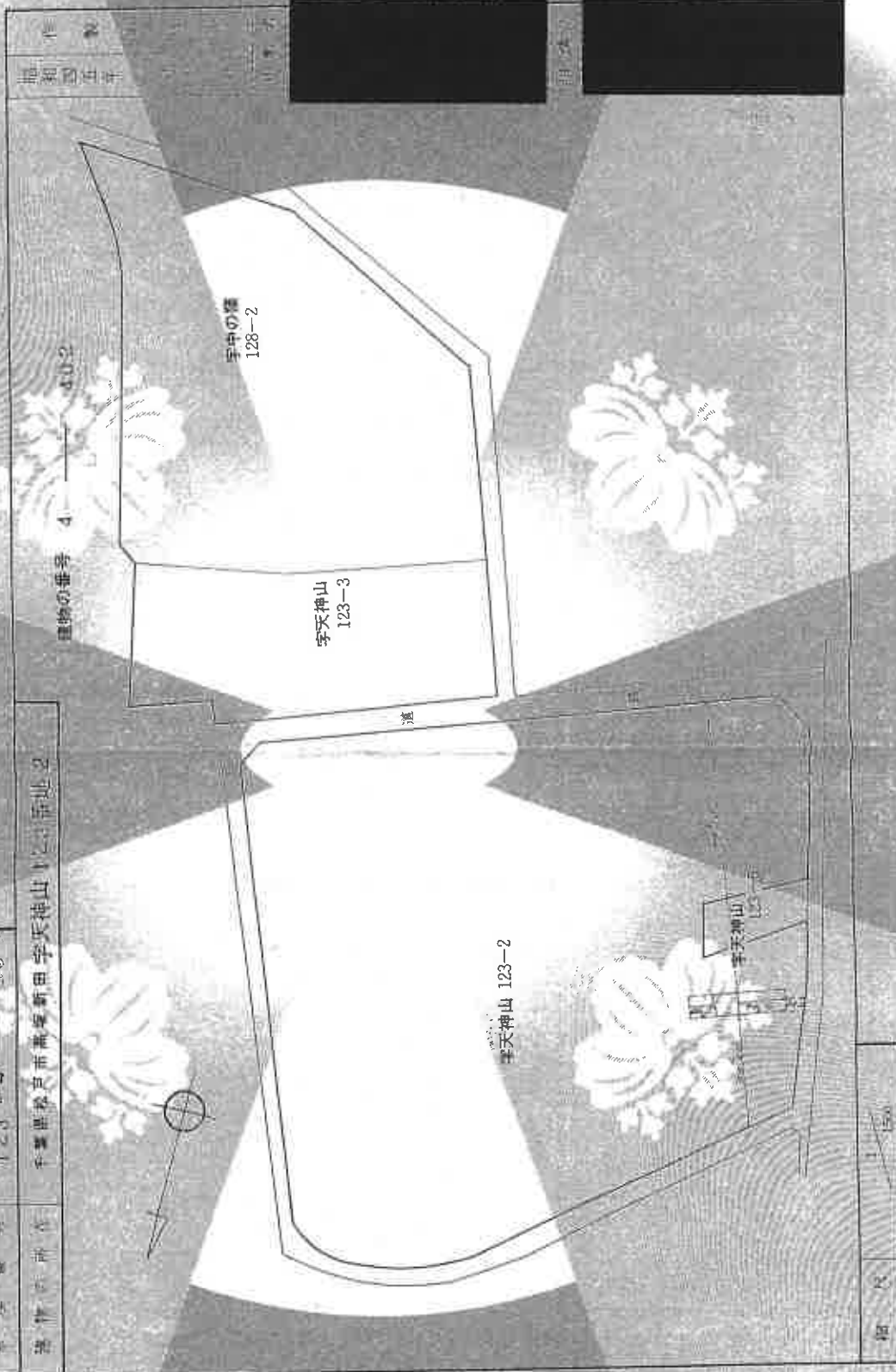
請求番号：14-7

登記年月日：昭和58年12月31日

79105

建物図面

平面図番号	123 第2— 9.8
建物所在地	千葉県松戸市荒井新田字天神山123番地2



これは図面に記載を以て、土地建物位置関係図
(千葉県地方公務局松戸支庁) 土地建物位置関係図
令和6年11月13日
本図面はA3版の原本を縮小コピーした

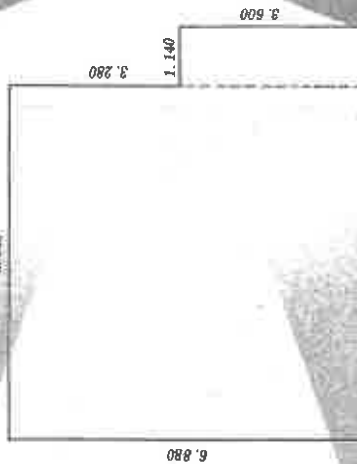
請求番号：14-9

79106

各階平面図

宗 氏 番 号	123456789
建 物 の 番 号	千葉県千葉市美浜区新田字又神山1127番地2

建物の番号 本 4 102



求積の方法 (距離単位M)			
6.880	×	6.840	47M ² 0592
3.600	×	1.140	4.1041
計			51M ² 1632

床面積

51M²16

縮 尺	1/100
-----	-------

これは図面に記載され、この土地に建物の位置関係を示す図である。
(千葉県地方建設局認可文書)

令和6年11月13日

千葉県地方建設局

土地建物位置関係図

本図面はA3版の原本を縮小コピーした

登記年月日：昭和45年11月9日

79695

高塚新田

図面番号	1-2 番2-1375
地籍の所在	千葉県松戸市高塚新田 字天神山123番地

建物図面

建物の番号

① 主 体
② 金 庫
③ 倉 庫

字天神山
128-2

字天神山
123-3

字天神山 123-2

字天神山
123-1

1/2500

これは図面に記録され、登記簿に記載された土地建物の位置関係図
(千葉県地方建設局松戸支局管理)
令和6年11月13日
千葉県地方建設局
本図面はA3版の原本を縮小コピーした

土地建物位置関係図

請求番号：14-8

79696

高塚新田

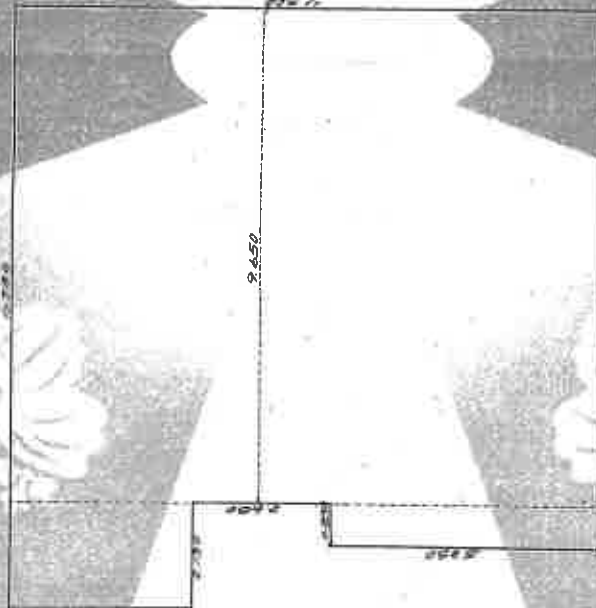
家屋番号 123番 2-379

建物の所在 千葉県松戸市高塚新田字天神山123番地2

各階平面図

① ② ③
— ④ ⑤ ⑥
— ⑦ ⑧ ⑨
— ⑩ ⑪ ⑫

建物の番号



求積の方法(面積単位M)

主	24.50	10.00	245.00
付	5.00	4.00	20.00
計			265.00

床面積

265.00

求積の方法(延べ単位M)

主	5.00	4.00	20.00
付	5.00	4.00	20.00
計			40.00

床面積

40.00

申請人

[Redacted]

作製者
昭和四五年十月五日

作製年月日

45.10.9

土地建物位置関係図
千葉県松戸市高塚新田
本図面はA3版の原本を縮小コピーした



間取図

